



志学館大学法学部
助教授

新垣 修

あらかきおさむ
法学博士

**難民法
第7回**

信憑性の判断
疑わしきは申請者の利益に

このコラムの第3回（2002年第4号）と第5回（2003年第3号）では、裁判所における最近の難民事例の判決を取り上げました。これらの事例では、難民条約における難民の地位の申請者（以下、申請者）の主張が真実かどうかを見極めること、つまり、「信憑性」の判断やその方法が重要な争点となっていました。日本の司法が判決で、難民事件における信憑性判断に関して特別な配慮や手続きの必要を説示したことは評価に値します。ただ、難民保護に深く関わってきた欧米諸国の司法や難民認定機関の実践、その厚みや全体像に比較すると、日本の裁判所が指摘した信憑性判断に関する留意点は部分的なものにすぎません。これらの諸国では、多くの問題や課題をはらみながらも、信憑性の判断において様々な考慮が示されてきたからです。中でも、信憑性を判断するための方法を形成・確立する上で土台となる原則、「疑わしきは申請者の利益に（灰色の利益）= benefit of the doubt」（以下、BOD）という概念は、とりわけ重要です。

BODはもともと刑事手続き上の鉄則ですが、難民認定の場でも度々援用されてきました。つまり、申請者が難民であることの立証において十分努力し、難民認定を行う者（以下、認定者）が全ての証拠を検討しつくした上でもなお難民性が明らかでない場合、難民の地位を積極

的に推定するわけです。刑事裁判上の理念や目的と同様、難民認定においても、BODの原則は、誤審による重要法益の侵害（迫害の恐れのある国への送還と基本的人権の侵害）を防ぐための安全弁の役割を果たします。

そして、BODの原則は、事実の確定や信憑性評価の文脈でも適用されます。実際、証拠の信憑性を評価し、事実を認定する際、BODの原則を援用した例は少なくありません。ニュージーランド異義審査機関では、実践における運用拡大を通じ、信憑性の問題にBODの原則が適用されています。つまり、申請者の証言や書証の内容、出身国の人権情報や国内法、申請者の国籍について、真実かどうかがよく分からない場合にこの原則が適用され、申請者に有利となるよう判断されます。同様に、カナダの慣行においても、BODの原則がおよぶ範囲は信憑性の領域を含むとされます。ベルギー難民認定機関では、心理的障害を持つ者の証言と、暴力を受けた経験を有する者の申立てに対してBODの原則が検討され、適用されたことがありました。

それでは、認定者がどのような心証^注状態にある場合、BODの原則が信憑性の領域で適用されるのでしょうか。各国の認定実践でこれを示す材料は乏しいのですが、まったくないわけではありません。豪州の異義審査機関でも、心証基準については一貫した実践はないようです。

ある決定では、申請者が第一次審査と異義審査の段階で提出した証拠間の矛盾、出身国に関する客観的情報と申請者の供述との齟齬^{そご}などが指摘されました。しかし、このような信憑性を疑わせる根拠に対する申請者の弁明を勘案した上、豪州の認定者は、「疑いのある部分が単なる嫌疑や憶測を越え得るかという点で確信を持ってない」としてBODを適用し、申請者の主張の信憑性を認めました。一方、ニュージーランドの異義審査機関には、ほぼ一般的に受容されている心証基準がありま

す。認定者が、「真実ではないという確信の域に達しない」場合にBODの原則が適用され、申請者の主張や証言に信憑性が認められます。

このような寛容な考え方と実践は、難民特有の立場や彼女／彼（難民）を取り巻く特殊な環境（普通人と比較して証拠が不足する点や迫害をうける者の心理状態など）に配慮してのことです。とはいえ、BODの原則の適用の濫用^{らんよう}が認められるわけではありません。ニュージーランドでは、BODの原則を適用する場合、認定者に論理的説明を求めており、満足できない結論を避ける口実や逃げ道としてこの原則を活用することは許されません。また、申請者の主張が、有効な証拠および公知の事実と矛盾する場合、この原則の適用は不適当である、としたカナダの判例もあります。

日本の難民司法においては、申請者の信憑性の問題が指摘された事件で、とりあえず申請者の主張が真実であると推定して、一応、実質的要件審査に立ち入った判決がありますが、BOD適用の必要が明言されたわけではありません。また他の難民判例においても、BODの適用を具体的に明示した判決はなく、難民認定における信憑性判断の要たるBODの原則が、十分に検討、明言されてはいないようです。今後、信憑性判断の方法を日本の難民司法が確立していく上でこれが足枷^{あしかせ}になるのではないかと危惧しています。

注：事実に関する判断者の認識や確信



ニュージーランドの難民の地位異義審査機関での実際のヒヤリングの様子。写真撮影・提供：筆者